

第132号議案

足立区検診業務調査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区検診業務調査委員会設置条例

(設置)

第1条 足立区が委託して実施したがん検診の業務において、受診した区民に対して誤った検診結果が通知されたこと（以下「本件事案」という。）に関し、事実の調査、再発防止策の検討、区が執るべき措置その他の事項について、調査・審議させるため、区長の附属機関として、足立区検診業務調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議し、区長に答申する。

- (1) 本件事案の事実に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 区が執るべき措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 調査委員会は、区長が委嘱する委員3人以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者等から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区検診業務調査委員会	日額 21,000円
--------------	------------

(提案理由)

足立区検診業務調査委員会を区長の附属機関として設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。